

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（素案）

に関する意見の募集（パブリックコメント）について

平成17年12月26日（月）
自然環境局総務課動物愛護管理室
室長：東海林 克彦（6484）
室長補佐：青木 正伸（6428）

環境省では、平成17年6月に公布された改正動物愛護管理法の施行に向けて、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」の改定を、中央環境審議会動物愛護部会及び同部会実験動物小委員会の意見を聴きながら行っているところです。

12月21日（水）に開催された同部会で、同基準を改定し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」とする素案が取りまとめられましたので、これに関し、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、1月4日（水）～2月3日（金）の間、パブリックコメントを実施します。

1 意見募集対象

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（素案）」（別添資料）
（「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」の改定）

2 改定の概要

「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」は、昭和55年に制定されました。その後、実験動物の福祉に係る理念が国内外で普及・定着したこと、また、改正動物愛護管理法に3Rの原則（苦痛の軽減、使用数の削減、代替法の活用）が明確化されたことを受けて、基準の改定を行っているものです。

主な改定事項は、次のとおりです。

基準の構成（項目立て）の整理

「実験動物の福祉」に係る基本的考え方の充実

委員会の設置や細目の策定等による本基準の周知の推進

動物の記録管理の適正化や人と動物の共通感染症に係る知識の修得等に関する配慮事項の追加

飼養及び保管の方法や施設の構造等に関する配慮事項の充実 等

3 意見募集期間

平成18年1月4日（水）～平成18年2月3日（金）18：00必着

郵送の場合は同日必着

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」の様式により、氏名、連絡先（住所、電話番号）職業（又は所属団体）等を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

提出された意見は、その概要を取りまとめて公表するとともに、同部会において報告します。
電子メールの場合：「意見提出用紙」の形式に従い、必ず本文にテキスト形式で記載してください。（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）

FAXの場合：「意見提出用紙」の形式に従ってA4サイズ用の紙に記載の上、提出してください。

郵送の場合：「意見提出用紙」の形式に従ってA4サイズ用の紙に記載の上、提出してください。

<注意事項>

意見は、日本語で御提出ください。

意見は、具体的な修正文の形で御提出ください。募集要領に即して記述されていない場合及び締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただきます。

電話での御意見は受けかねます。また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

[意見提出用紙]の形式

宛先：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あて

氏名：

職業（会社名又は団体名）：

住所：

電話番号：

意見

<実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（素案）>

<該当箇所>

<修正文（意見）>

次のように、具体的に修正文（意見）を御提示ください。

「 」を追加すべき

「 」を削除すべき

「 」を「 」と修正すべき

<理 由>

5 意見提出先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

電子メールの場合：shizen-some@env.go.jp

FAXの場合：03-3508-9278

郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

6 資料の入手方法

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室において配布

環境省ホームページ（アドレス <http://www.env.go.jp/info/iken.html>）

郵送による送付

120円切手を添付した返信用封筒A4版（郵便番号・住所・氏名、実験動物の飼養保管基準（素案）等の資料希望と必ず明記）を同封の上、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あて送付してください。

7 添付資料

別添資料 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（素案）